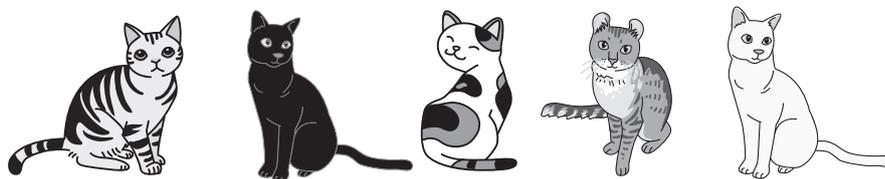


野良猫にエサを与えている方へ むやみなエサやりはやめましょう！

地域において、ふん尿被害や迷惑行動により苦情が出ています。

平成25年9月に施行された改正動物愛護法により「飼い主の終生飼養」が明確化され、都道府県等（保健所等）は「終生飼養の原則」に反する引取りを拒否できることとなりました。また、野良猫などにエサを与える行為は、事実上の飼い主とされ、同様の扱いとなります。

野良猫を減らすためにも、皆様のご理解とご協力をお願いします。



◆野良猫

○むやみにエサを与えないで！

- ・猫は1年間に2回程度妊娠し、1回の妊娠で5匹前後の子猫を産むと言われています。むやみにエサを与えることにより、野良猫の妊娠を促すこととなります。
- ・野良猫などにエサを与える行為は事実上の飼い主とされ、周辺住民とトラブルになった事例がありますので注意が必要です。
- ・生まれた子猫が無惨な死を迎えないためにも、むやみな餌やりはやめましょう。

◆飼い猫

○猫を捨てないで！

- ・誰かが拾ってくれるだろうと安易な気持ちで捨てないで下さい。捨てられた猫は野良猫となり、周辺住民に迷惑をかけることとなります。
- ・法律により100万円以下の罰金に処せられます。

○避妊・去勢手術をしましょう！

- ・避妊・去勢手術を受けないで屋外に出してしまうと地域の野良猫が増え、生活環境を悪化させてしまいます。

○屋内飼養に努めましょう！

- ・近所のお庭を荒らしていませんか。
- ・鳴き声がうるさくありませんか。
- ・ふん尿を他所のお家でしていませんか。
- ・避妊・去勢手術をしていますが、周辺住民に迷惑をかけていることがあります。



○飼育管理はしっかりと！

- ・飼い猫に与えたエサでも、野良猫やカラス、ネズミのエサになる場合があります。また、ハエなどの害虫も集まり不衛生になることもありますので、エサの管理を徹底しましょう。
- ・地域には、猫を好きな人もいれば、嫌いな人もいることを十分理解して下さい。飼い猫と猫が嫌いな人が安心して暮らせる生活環境を作りましょう。

■お問い合わせ

産業建設課環境衛生担当 電話 56-2173

参議院議員通常選挙 が行われます

投票日 7月10日（日）

期日前・不在者投票
6月23日（木）～7月9日（土）



投票入場券が 届きます

※投票入場券は事前に郵送いたしますが、仮に入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

当日、投票所にて事務従事者にお申し出ください。

<投票場所>

投票区	投票所	投票所住所	投票時間
第1投票所（中央）	占冠村コミュニティプラザ 多目的ホール	占冠村字中央	午前7時～午後8時
第2投票所（占冠）	占冠地域交流館住民室1	占冠村字占冠	午前7時～午後6時
第3投票所（双珠別）	双珠別住民センター集会室	占冠村字双珠別	午前7時～午後6時
第4投票所（トナム）	トナムコミュニティセンター 多目的ホール	占冠村字上トナム	午前7時～午後6時

■投票に行こう！

参議院議員通常選挙が6月22日に公示され、投票が7月10日に村内4箇所の投票所で行われます。

この選挙から選挙権年齢が満18歳以上になり、現役の一部高校生からも1票を投じて政治への参画が始まります。

今回の選挙権年齢の引き下げによって、新たに対象となる皆さんも政治や選挙に関心を持ち、大切な一票を投じましょう。

今回の投票は2種類

今回の投票は参議院北海道選出議員選挙と参議院比例代表選出議員の2つを投票します。

投票できる対象者

平成10年7月11日までに生まれた日本国民で、今年の3月21日以前から引き続き村内に住み、住民基本台帳に登録されている方です。

また、今年の3月22日以降に転入された方は、以前に住んでいた市区町村（選挙人名簿登録地）で投票することができます。

■投票日に投票できない方は 期日前投票、不在者投票を

●期日前投票

仕事、旅行などの予定がある方は、下記の場所で期日前投票ができます。

期間：6月23日～7月9日	
場 所	時 間
占冠村総合センター和室	午前8時30分 ～午後8時
トナムコミュニティセンター 事務室	午前8時30分 ～午後5時30分

●不在者投票

○入院中・入所中の方

不在者投票のできる指定病院や指定施設に入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。指定病院や指定施設に該当するかは、施設に確認するか選挙管理委員会にお問い合わせください。

○身体に重度の障がいがある方

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、両下肢や内臓機能などに一定以上の重度の障がいがある方と、介護保険の要介護認定を受けている方は郵便などによる不在者投票ができます。

事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要になり、また、投票用紙の請求は7月6日（水）までです。お早目に、選挙管理委員会にお問い合わせください。

■お問い合わせ
占冠村選挙管理委員会（役場内） 電話 56-2121